

## 会長の時間 第 14 回 コロナ禍と国民の三大義務の支援

日出ロータリークラブ

会長 加賀山 茂

### はじめに

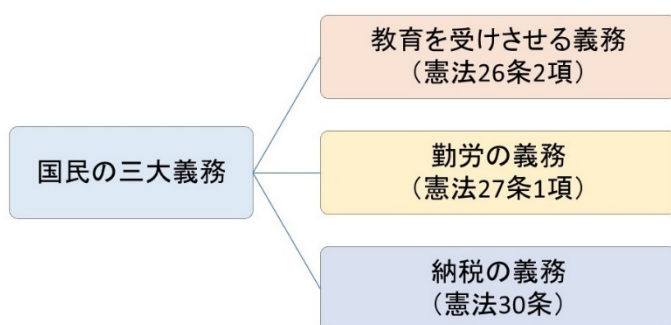
これまでの会長の時間で、私は、ロータリークラブの基本的な理念について、「四つのテスト」の意味（第 1 回）、「ロータリーの目的」の意味（第 2 回）、「五大奉仕部門」（第 3 回）、「公平とは何か」について、タクシーの相乗りの場合の料金の公平な負担について検討させていただき（第 5 回）、「微笑みを微笑みで返す」とか「いただいたら、お返しする」とかという共感脳の抱える「やられたら、やり返す」というジレンマについて（第 6 回）、偽りの親睦と四つのテストの関係（第 7 回）、新型コロナウイルス感染症対策（第 8 回）、善行とは何か（第 9 回）、善行褒章とその基準（第 10 回）、善行褒章基準の日独比較（第 11 回）、子ども食堂（第 12 回）、地方創生（第 13 回）について話しました。



そして、いずれの回においても、本年度の RI 会長（Holger Knaack 氏）のテーマである「ロータリーは機会の扉を開く」を活用させていただき、3つの扉の色に即して、**赤い扉**は、「親睦（和らぎ睦び）」として、**黄色の扉**は、「職業倫理の向上」として、**青の扉**は、「次世代への奉仕活動の実践」として整理させていただきました。

今回は、コロナ禍で憲法上の国民の三大義務の履行にどのような障害が生じているのか、コロナ禍での政府の責務とは何かを考えてみたいと思います。

### 1. 憲法上の三大義務



コロナ禍は、私たちに対して、憲法 25 条が国民に与えている「健康で文化的な最低限度の生活」の保障とは、政府（中央政府および地方政府）が、国民の三大義務（教育を受けさせる義務（憲法 26 条 2 項）、勤労の義務（憲法 27 条 1 項）、納税の義務（憲法 30 条））の履行を支援することによって実現すべき責務であることを明らかにして

くれたように思います。

## (1) 保護する子女に普通教育を受けさせる義務

コロナ禍にあっても、憲法 26 条 1 項で保障されている「国民の教育を受ける権利」を保護するためばかりでなく、同条第 2 項で規定されている保護者の「その子女に普通教育を受けさせる義務」の履行を实践させるためにも、全国一律の休校要請によって義務教育を「不要・不急」のものとして貶めるのではなく、「三つの密」を避けつつ、義務教育を継続すべきだと思います。

## (2) 勤労の義務

労働者の休業手当については、労働基準法第 26 条が、その支給を使用者に義務付けています。

### 労働基準法 第 26 条（休業手当）

使用者の責〔め〕に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の 100 分の 60 以上の手当を支払わなければならない。

ところが、コロナ禍の下では、使用者側の事情による休業で、勤務ができなくなった場合でも、休業手当が支払われない事例が増加しています。

問題の核心は、休業措置が、使用者の責めに帰すことができない不可抗力としての法律上の強制によって生じたのか、それとも、使用者の責めに帰すべき自主的な判断（自己都合）によって生じたかどうかであり、休業措置が取引上の「社会通念」を考慮して、不可抗力によるものであるとすると、問題は、民法 415 条の債務不履行の問題から、民法 536 条の危険負担の問題へと移行することになります。

### 第 536 条（債務者の危険負担等）

①当事者双方の責めに帰すことができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者〔ここでは使用者〕は、反対給付〔ここでは休業手当〕の履行を拒むことができる。

②債権者〔ここでは使用者〕の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付〔ここでは休業手当〕の履行を拒むことができない。この場合において、債務者〔ここでは労働者〕は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

休業した使用者 (危険負担の債権者)	適用条文	休業手当
帰責事由なし (休業は不可抗力)	民法 536 条 1 項	支給されない
帰責事由あり (休業は自らの判断)	民法 536 条 2 項	支給される

自粛要請は、あくまで要請に過ぎず、法的には、休業は使用者の判断でなされたと考え、民法 536 条 2 項が適用されるべきでしょう。

### (3) 納税の義務

国は、赤字財政に陥っても、通貨の発行を自由にできます。今回のようにコロナ禍に遭遇した場合にも、一人ひとりの国民に均等に特別給付金を支給したように、いくらでも財政出動が可能です。それで、国の財政が破綻することはありません。

むしろ、国は通貨を発行することによって一人ひとりの国民の経済活動を平常通りに維持することができます。後は、国民が納税してくれると、国の債務が帳消しになるだけです（現代貨幣理論（MMT: Modern Money Theory））。

よくよく考えてみれば、国民が納税しようと思えば、それに先立って収入が必要です。コロナ禍で収入が途絶えた国民を支援することによって、国民は納税が可能となるのです。

このことは、事業者が事業を営むのに先立って、銀行から借り入れをして、事業を通じて借金を返すのに似ています。国民は、緊急時には、国の財政出動によって得た支援金を使って経済を維持し、後に納税をすればよいということになるのです。

## 2. 一人ひとりの国民に対する国と自治体の責務

これまで、国民の「自己責任・自助」の問題とされてきた、国民の三大義務（教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務）が、コロナ禍の経験を通じて、明らかになったことは、次の通りです。

国民がコロナ禍の下でも、その三大義務を果たすためには、

その前提として、国は、国民一人ひとりに対して、適切な支援をすることが必要であり、それに対応して、国民は、国に対して、教育を受けさせるための環境を整備することを要求する権利、勤労できる環境を確保することを要求する権利、納税するために必要な財政支出を要請する権利を有しているのです。

納税を促進するために、すなわち、国民の収入を確保するために、今回のコロナ禍の下で、一律 10 万円の特別給付金がすべての国民に支給されることになりました。このことは、BI（ベーシック・インカム）の制度を再評価することに繋がるとともに、前回は話題にしましたが、赤字財政の下でも、国民に対する特別給付金の支給を正当化する理論（現代貨幣理論（MMT: Modern Money Theory））が注目を集めるに至っている理由がよくわかります。

